

様式第七（第6条関係）

確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

令和3年4月28日

2. 回答を行った年月日

令和3年5月27日

3. 新事業活動に係る事業の概要

照会者は、これまで紙文書で行われてきた契約文書を、電子データでクラウド上にアップロードして締結するサービス「SATSIGN」を提供する。

<契約前準備のプロセス>

1. SATSIGN利用希望の甲（発注側）管理者は、照会者「電子契約サービスご利用約款」に同意し、「SATSIGN利用申込書」を提出。
2. 照会者はSATSIGN利用申込書に従って、甲管理者がSATSIGNを利用するIDを発行。（甲管理者のメールアドレスを確認して、ユーザーIDとして登録）。
※管理者：SATSIGNの管理をする担当者。
3. 甲管理者は、契約書の電子署名処理を社内で承認するための設定を行う。
 - 1) 登録者と承認者、署名者に該当するユーザーを作成。
 - ・甲管理者が甲ユーザーのメールアドレスを確認し、ユーザーIDとして登録。
 - ・甲ユーザーのメールアドレスにSATSIGNからアクセス用URLと仮パスワードが自動発行。
 - ・甲ユーザーはURLよりシステムにアクセスし、ユーザーIDと仮パスワードを使ってログイン。（ログイン後、パスワード変更画面が表示されて、パスワード変更が求められる。）
 - ※登録者：契約書締結を実施する担当者。
承認者：契約書締結を承認する者。クラウド型署名においては署名指示をする者（署名者は照会者）。
 - 署名者：契約書の電子ファイルに電子署名を実施する者。
 - 2) 登録者と承認者、署名者の承認フローを設定。
4. 甲ユーザー（甲管理者または甲登録者）は、契約相手先（乙管理者）にSATSIGNの利用承諾を依頼。
 - 1) 依頼画面から、乙管理者宛のSATSIGN利用承諾依頼の登録。
 - 2) 乙管理者にメールが通知され、記載のURLからSATSIGNを利用するためのユーザー情報登録とサービス利用承諾の実施。
5. 乙管理者は、契約書の電子署名処理を社内で承認するための設定を行う。
 - 1) 登録者と承認者、署名者に該当するユーザーを作成。
 - ・乙管理者が乙ユーザーのメールアドレスを確認し、ユーザーIDとして登録。
 - ・乙ユーザーのメールアドレスにSATSIGNからアクセス用URLと仮パスワードが自動発行。
 - ・乙ユーザーはURLよりシステムにアクセスし、ユーザーIDと仮パスワードを使って

ログイン。（ログイン後、パスワード変更画面が表示されて、パスワード変更が求められる。）

2) 登録者と承認者、署名者の承認フローを設定。

<本人確認の方式>

SATSIGNは、以下の認証方法をサポート。

- 1) 第1 認証要素（知識認証）
 - ・ユーザーID（＝電子メール）＋パスワードでの認証
 - ・2段階認証（ワンタイムパスワード）
- 2) 第2 認証要素（所有物認証）
 - ・スマートフォン用認証アプリを使った認証

ログイン時の認証として選択できる認証ルールは、以下のパターンが選択できる。

- ①「ユーザーID（＝電子メール）＋パスワードでの認証」
- ②「ユーザーID（＝電子メール）＋パスワードでの認証」＋「2段階認証（ワンタイムパスワード）での認証」
- ③「ユーザーID（＝電子メール）＋パスワードでの認証」＋「第2 認証要素（所有物認証）での認証」

<サービスフロー>

（当事者型署名の場合）

※本サービスにおける当事者型署名では、クラウド上に保存された契約書等の電子データをクラウドから署名者（当事者）がダウンロードし、PCにインストールされた当事者の電子証明書（公開鍵）の対となる秘密鍵で署名を行う。

※サービス利用者（甲乙）の署名者は、SATSIGNサービス外での手続きによって、事前に各々の電子証明書を取得しておく。

- ①甲の登録者は個人のユーザーID+パスワード（＋2段階認証又は2要素認証）でログインし、契約書をアップロードの上、承認者に承認依頼を行う（承認依頼ボタン押下）。甲の承認者には、承認依頼のメールが送信される。
- ②甲の承認者は各個人のユーザーID+パスワード（＋2段階認証又は2要素認証）でログインし、順次、承認を実施（承認ボタン押下）。
- ③署名者が個人のユーザーID+パスワード（＋2段階認証又は2要素認証）でログインし、最終承認の後、SATSIGNで提供するローカルツールを起動して、クラウド上の契約書の電子ファイルを読み出し、事前に取得した電子証明書（公開鍵）の対となる秘密鍵で電子署名を付与して、クラウド上に再保存。
- ④甲の登録者が、乙の登録者に確認依頼を送信（送信ボタン押下）。乙の登録者には、確認依頼のメールが送信される。
- ⑤乙の登録者は個人のユーザーID+パスワード（＋2段階認証又は2要素認証）でログインし、契約書の内容確認後、問題がなければ、承認者に承認依頼を行う（承認依頼ボタン押下）。乙の承認者には、承認依頼のメールが送信される。
- ⑥乙の承認者は各個人のユーザーID+パスワード（＋2段階認証又は2要素認証）でログインし、順次、承認を実施（承認ボタン押下）。
- ⑦署名者が個人のユーザーID+パスワード（＋2段階認証又は2要素認証）でログインし、最終承認の後、SATSIGNで提供するローカルツールを起動、クラウド上の契約書の電子ファイルを読み出して、事前に取得した電子証明書（公開鍵）の対となる秘密鍵で電子署名を付与して、クラウド上に再保存。
- ⑧乙の登録者が、甲の登録者に確認依頼を送信（送信ボタン押下）。甲の登録者には、確認依頼のメールが送信される。同時に、契約書の電子ファイルに長期署名のタイムスタンプを付与する。

- ⑨甲の登録者が、契約書の締結を確認する（確認ボタン押下）ことで、明示的に甲乙で締結済みであることを確認。
- ⑩締結した契約書の電子ファイルは、甲乙とも常時、閲覧、ダウンロードしての閲覧、ファイルコピー、印刷が可能。

（クラウド型署名の場合）

※サービス利用者（甲乙）は、事前の電子証明書の取得が不要。照会者が認証局より取得した電子証明書（公開鍵）の対となる秘密鍵を電子署名に利用し、契約当事者の情報は署名データに会社名・氏名・メールアドレスが記録されることで特定される。

- ①甲の登録者は個人のユーザーID+パスワード（+2段階認証又は2要素認証）でログインし、契約書をアップロードして、承認者に承認依頼を行う（承認依頼ボタン押下）。甲の承認者には、承認依頼のメールが送信される。
- ②甲の承認者は各個人のユーザーID+パスワード（+2段階認証又は2要素認証）でログインし、順次、承認を実施（承認ボタン押下）。承認ボタン押下の都度、照会者の意思を介在することなく自動的に照会者の電子証明書（公開鍵）の対となる秘密鍵で暗号化が行われ、最終承認者が自らのID+パスワード（+2段階認証又は2要素認証）でログインし、承認することで契約当事者としての電子署名が付与される。
- ③甲の登録者が、乙の登録者に確認依頼を送信（送信ボタン押下）。乙の登録者には、確認依頼のメールが送信される。
- ④乙の登録者は個人のユーザーID+パスワード（+2段階認証又は2要素認証）でログインし、契約書の内容確認後、問題なければ、承認者に承認依頼を行う。（承認依頼ボタン押下）。乙の承認者には、承認依頼のメールが送信される。
- ⑤乙の承認者は各個人のユーザーID+パスワード（+2段階認証又は2要素認証）でログインし、順次、承認を実施（承認ボタン押下）。承認ボタン押下の都度、照会者の意思を介在することなく自動的に弊社の電子証明書（公開鍵）の対となる秘密鍵で暗号化が行われ、最終承認者が自らのID+パスワード（+2段階認証又は2要素認証）でログインし、承認することで契約当事者としての電子署名が付与される。
- ⑥乙の登録者が、甲の登録者に確認依頼を送信（送信ボタン押下）。甲の登録者には、確認依頼のメールが送信される。同時に、契約書の電子ファイルに長期署名のタイムスタンプを付与する。
- ⑦甲の登録者が、契約書の締結を確認する（確認ボタン押下）ことで、明示的に甲乙で締結済みであることを確認する。
- ⑧締結した契約書の電子ファイルは、甲乙ともに、いつでも閲覧、ダウンロードしての閲覧、ファイルコピー、印刷することが可能。

4. 確認の求めの内容

照会者の提供する電子契約サービスが、建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十三条の四第二項に規定する技術的基準を満たしているか確認したい。

5. 確認の求めに対する回答の内容

照会者が提供するサービスにおいては、①建設工事請負契約書をPDFファイルとして閲覧、印刷を行うことが可能であると考えられること、②公開鍵暗号方式による電子署名又はタイムスタンプの付与の手続が行われることで、当該PDFファイルが改ざんされていないことを証明することが可能であること、③契約当事者による本人確認措置を講じた上で公開鍵暗号方式による電子署名の手続きが行われることで、契約当事者による契約であることを確認できると考えられることから、建設業法施行規則第十三条の四第二項に規定する技術的基準を満たすものと解される。